

令和5年度第4回江戸川区行政不服審査会 議事録

- 1 日 時 令和6年2月5日（月）午後2時～午後2時50分
- 2 会 場 入札室
- 3 出席委員 高崎賢一会長、田村裕樹委員、秋山一弘委員
- 4 議 題

(1) 令和5年度諮問第1号（令和4年度審査請求第5号）について

（諮問）江戸川区長

- ・ 審査会は、審査庁からの諮問が取り下げられたことを受け、本議案の審議を終了することとした。

(2) 令和5年度諮問第2号（令和3年度審査請求第5号）について

（諮問）江戸川区長

- ・ 審査会は、行政不服審査法第74条に基づき、確認事項について、処分庁職員に陳述を求めることを決定し、実施した。
- ・ 審査会は、処分庁職員を退室させた後の審議において、審査会による追加調査は必要ないと判断した。
- ・ 審査会は、審査請求人及び実施機関双方の意見を踏まえ、事実関係について十分把握できたと判断し、次回、答申について審議を行うこととした。

(3) 令和5年度諮問第3号（令和4年度審査請求第1号）について

（諮問）江戸川区長

- ・ 審査会は、行政不服審査法第74条に基づき、審査請求に係る原処分の制度や事案の詳細について、処分庁職員に陳述を求めることを決定し、実施した。
- ・ 審査会は、処分庁職員を退室させた後の審議において、審査会による追加調査は必要ないと判断した。
- ・ 審査会は、次回も審議を継続することとした。

(4) 令和5年度諮問第4号（令和4年度審査請求第2号）について

（諮問）江戸川区長

- ・ 審査会は、行政不服審査法第74条に基づき、審査請求に係る原処分の制度や事案の詳細について、処分庁職員に陳述を求めることを決定し、実施した。
- ・ 審査会は、処分庁職員を退室させた後の審議において、審査会による追加調査は必要ないと判断した。
- ・ 審査会は、次回も審議を継続することとした。